

## 松島町教育委員議事録（令和元年6月定例会）

- 1 招 集 月 日 令和元年6月28日（金曜日）
- 2 招 集 場 所 松島町役場庁舎 301 会議室
- 3 出 席 者 内海俊行教育長、瀬野尾千恵委員（教育長職務代理者）  
鈴木康夫委員、佐藤実委員、赤間里香委員
- 4 説明のため出席した者  
児玉藤子教育次長、赤間隆之教育課長、大宮司綾学校教育班長、石川祐吾生涯学習班長、  
佐藤淳中央公民館長兼文化観光交流館長兼勤労青少年ホーム所長、赤間香澄学校給食センター所長、  
小岩輝学校教育班主事
- 5 議 事 日 程
  1. 開会 令和元年6月28日（金曜日）午前10時00分 開会（録音開始）
  2. 前回委員会の議事録の承認
  3. 議事録の署名委員の指名 瀬野尾委員・鈴木委員
  4. 報告事項
    - (1) 一般事務報告
    - (2) 教育長報告
    - (3) 令和元年度第2回松島町議会定例会 一般質問について
  5. 議事
    - 議案第1号 松島町いじめ防止基本方針の改定について
    - 議案第2号 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定について
    - 議案第3号 松島町学校運営協議会委員の任命について
  6. 協議事項
    - (1) 令和元年度（平成30年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書について
    - (2) 令和元年7月臨時会について  
日程案：令和元年7月9日（火）午前10時00分 松島町役場2階 教育長室
    - (3) 令和元年7月臨時会について  
日程案：令和元年7月26日（金）午前9時30分 松島町役場3階 301 会議室
    - (4) 令和元年7月定例会について  
日程案：令和元年7月26日（金）午前10時00分 松島町役場3階 301 会議室
  7. その他
    - (1) 総合教育会議について
    - (2) 令和元年度東北六縣市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会  
日程：令和元年7月4日（木）～5日（金）  
福島県郡山市「けんしん郡山文化センター（郡山市民文化センター）」
  8. 閉会

## 6 議 事 録

### 1. 開会 午前10時00分

〔小岩主事〕 みなさん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

ただいまより、松島町教育委員会令和元年6月定例会を開会します。

開会の挨拶を内海教育長よりお願いします。

〔内海教育長〕 みなさん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）6月定例会になりました。

学校では、もうそろそろ夏休みに向かう準備に入っております。7月の声を聞くと、ほぼあとはまとめの時期に入って、夏休みモードです。7月19日に終業式が行われ、8月26日から2学期の始業式が始まります。計算すると大体37日間の夏休み、子どもたちが休むということになります。事故とかが心配ですが、きちんとそれに対応して、夏休みを迎えさせたいと思います。

議会も終わりました。議会の報告については、今日の議題の中にありますので、どのように教育委員会で対応したかについてお話しさせていただきたいと思います。

3つ目は指導主事訪問が第二小学校で行われました。そのときに、一昨日、築瀬先生という5年生担任の先生が英語の授業をして、ALTと一緒に英語をしました。その英語の授業、子どもたちも乗っているし、雰囲気的にいいなと、こういう授業はやっぱり先生の力があるとできていくのだなと感じました。それから、同じくうれしかったのは、何と第一小学校の校長先生や研究主任、中学校の校長先生や研究主任、それから高校の先生3人、英語担当の先生が見学に参加してくれたことです。そして小学校の英語を見て「楽しいです」と。「どうぞ、やってみませんか」と言ったら、「機会があればやってみたい」というようなことを言っておりました。そういう意味では、英語の指定校のスタートは上々かなと思っております。

今日、定例教育委員会の後に第一小学校の指導主事訪問があります。こちらも研究主任の先生が英語の授業をいたしますので、それもまた楽しみだなと思っております。

そういう意味で、あとは教育委員さんの方からもバックアップしていただいて、いろいろな面で英語を盛り立てていきたいなと思っております。

それから、何点かいじめ防止のための基本方針やガイドラインの策定とか、働き方のガイドラインとか作成いたしました。これは国や県の求めに応じてということなので、今日その骨格というか、趣旨とかを含めて簡単にですがお示ししたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

〔小岩主事〕 ありがとうございます。

### 2. 前回委員会の議事録の承認

〔小岩主事〕 続きまして、2番、前回委員会の議事録の承認についてです。

**5月31日に開催しました**5月定例会の議事録については、配布のとおり承認ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

### 3. 議事録の署名委員の指名

〔小岩主事〕 続きまして、3番議事録署名委員の指名について。

今回は瀬野尾委員と鈴木委員をお願いします。よろしくお願いします。

### 4. 報告事項

#### (1) 一般事務報告について

〔小岩主事〕 続きまして、4番、報告事項に移ります。

(1) 一般事務報告について、学校教育班からお願いします。

〔大宮司班長〕 では一般事務報告、行事報告から説明させていただきます。資料1ページになります。

主に6月は、中学校の中総体及び陸上大会、24日に宮城郡水泳競技大会も開催されましたので簡単にご報告します。

8日の郡中学校総合体育大会は、天候もあって順延になったものもありましたが、土日プラスアルファで開催されました。サッカーが優勝、バドミントンはダブルスが2位となり、県大会出場が決定しております。柔道で3名が県大会に出場となりました。剣道は2位で県大会出場という結果になっておりました。

18日の陸上競技大会です。こちらは女子が3名、男子1名の県大会出場が決まりました。

また、24日に行われた郡の水泳競技大会は、男子2名、女子2名が県大会の出場を決めたところでございます。

一昨日、26日、指導主事学校訪問で第二小学校、先ほど教育長もおっしゃいましたが、英語の授業等々で指導主事訪問が行われ、本日、第一小学校でまた指導主事訪問が行われる予定となっております。

続きまして、2ページの行事予定に入らせていただきます。

7月4日ですが、東北六縣市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会ということで、こちら去年は山形でしたが、今年は福島県郡山市ということで、瀬野尾教育長職務代理者と児玉次長が参加となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

9日は臨時会ということで、教育長室で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

19日ですが、いよいよ夏休みが始まるということで、各幼稚園、小中学校とも終業式を迎えて、長い夏休みに入ります。

26日は、また定例会のほかにあわせて臨時会を開催させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

主な点の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〔小岩主事〕学校教育班の報告について、ご質問等ございますか。

(質疑)

赤間委員

行事予定の中に、7月18日、小・中・高生徒指導連絡協議会を開催するということがあるのですが、これは多分夏休み前ということで開催をしているのかなと思いつつも毎年思うのですが、19日が終業式ですね。19日の終業式の直前じゃなくて、もう少し前の方がもしかしたらいろいろな事例とか事案があって、学校で対策を練って実際動くというスケジュール的な余裕ができるのじゃないかなといつも感じておまして、この直前をもう少し1週間前とか、そういったことでのご検討は、今まではなかったのかどうか。これからどうするのか、伺えればと思います。

赤間課長

今までもそういったお話はありまして、その旨は先生方へもお話を少しはしたのですが、まだ改正されてないので、また改めて来月18日開催されますので、担当の先生にはお話をさせていただきますと思っておりました。

赤間委員

そうですね。是非ご検討いただいた方がいいかなと思います。

佐藤委員

これは町のものでしょうか。二市三町のものではないのですか。

赤間課長

町主催のもので。松島中学校が事務局です。

〔小岩主事〕他にございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔小岩主事〕**続きまして**学校給食センター、お願いします。

〔赤間所長〕3ページをご覧ください。給食センターの行事報告についてです。

6月3日から6月26日ですが、栄養士による食育指導の1回目ということで、5月から引き続き開催しておりますけれども、6月26日で終了ということになります。

6月6日ですが、学校給食センター運営審議会が開催されました。10名の委員が全て出席いただきまして、1年間ご審議いただくことを了承いただいております。

30年度の事業報告があって、31年度の事業計画並びに試食会を行っております。また、給食の見直しについて今年度は目玉としていきたいと考えておまして、26年度の4月に改定しまして、その後物価が上昇し、高騰に押されている状況で、一般財源を投入しているという現状を説明いたしました。次回開催時に十分審議していきたいと考えております。

次に、4ページ、5ページをお開きください。7月の予定献立表でございます。今月は7月19日まで、終業式ということになっておりますので、1学期終了の19日まで給食提供ということになっております。8月は26日の始業式の日から始まるようになっております。今月はリクエストメニューを主にメニューとして取り上げております。音符マークがついているのが、リクエストメニューとなっております。6月からまた地元の野菜の収穫が多くなってきておりましたので、どんどん取り入れるように切りかえて食材を購入するように考えております。

本日、資料として追加ですが、7月の献立紹介、これは毎月給食の際に校内放送でアナウンスをしていただいている内容になります。1学期も終わりということで、参考までに付けさせていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上です。

〔小岩主事〕それでは、学校給食センターの報告について、ご質問等ございますか。

(質疑)

瀬野尾委員

感想ですが、始業式、終業式まで給食を出していただけることは、保護者としては非常

にうれしいことで、日数も少し増えているようで、ありがとうございます。

〔小岩主事〕他にございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔小岩主事〕続きまして生涯学習班、お願いいたします。

〔石川班長〕それでは資料6ページをご覧くださいと思います。

主な行事を抜粋して説明させていただきたいと思います。

6月4日火曜日、午前中に文化財保護委員会が開催されました。瑞巖寺宝物館で行われまして、修理中の町指定有形文化財、建造物、水主町民家の視察を行っております。

午後に社会教育委員の会議を開催いたしました。今年度の予定のほか、社会教育団体補助金交付についてご意見をいただいております。

続きまして、6月22日土曜日、松島れきし再発見講座 Lesson4 を文化観光交流館で開催いたしました。参加者は35名でございました。今回は講師に、東北歴史博物館企画部企画班技師の遠藤健悟さんにお越しいただきまして、「民俗文化財の記録調査について」と題しまして、ご講演をいただきました。

また、その後に民俗芸能、大倉流謡曲披露としまして、根廻在住の阿部良一さん、阿部忠太郎さんにお越しいただき、謡曲の披露をいただいております。

また、最後にまとめとしまして、「根廻地区の文化財活用方法を考えよう」をテーマにしまして、ワークショップを行いました。民俗芸能の継承や地域のまちあるきなどのご提案をいただいたところでございます。

引き続き、行事予定でございます。

7月3日水曜日、社会を明るくする運動実行委員会と青少年健全育成町民会議が合同で研修会を開催いたします。今回のテーマは、高齢者ドライバー関係でございます。この研修を受けまして、町民会議としては地域の見守りなどの啓発などを検討していく予定でございます。

〔内海教育長〕それに付け加えてですが、オリンピックの際に子ども達の対応をどうするかということだけ一つ言っておきたいなと思っております。来年6月21日は日曜日になっています。できればどの子ども達にも聖火を、どこのコースを走るかわかりませんが、小中学校、場合によっては幼稚園まで全部見せたいなと思っておりますので、場合によってはその日を授業日にして、あと振休を取るという形も考えております。輸送等については、万難を排して何とか歩いてくる学校、それからピストン輸送で来る学校、電車を使う学校とかいろいろあると思うので、その辺をうまく利用しながら、前後で授業とかをしっかりと、オリンピックの意義とかをわからせたり、国際理解をさせたりしながら、それを見学させれば意義のある実りある何分間かになるのではないかなと思っておりますので、そういう形で進むということだけ、とりあえず私の方もアナウンスさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

〔小岩主事〕それでは、生涯学習班の報告について、ご質問等ございますか。

（質疑）

瀬野尾委員

感想です。22日のれきし再発見講座に出ましたが、今回民俗文化財ということで専門的な学者さんのお話を聞くことができると共に、松島の文化の高さに、本当にすごいと感じました。松島の生涯学習班の活動として、毎年こういうものを積み重ねながら、去年はワークショップにしてここまでできたのですが、今年はどうでしたと。その取り組みの仕方もちょうど前年等を踏まえてこういう講座が持たれていることが、本当に感想ですが、松島ってすごいと思いました。ありがとうございます。

もう一つは質問なのですが、もうご高齢なので、大倉流の金春流と一緒に松島独特の謡曲はなかなか難しいのかもしれませんが、今大倉流とか金春流というのはあるのでしょうか、この民俗文化というのは地域の人が伝承しないとだめなのですか。ほかにできる人をお連れして、例えば若い層で謡曲に興味のある子によかったら教えるみたいなことというのは、民俗文化の伝承にはならないのですか。

石川班長

民俗の伝承という形であれば、地域の人だけにこだわらずに興味のある方も加盟して続けるという例もございます。例えば近くでいうと、「仙台木造り」なども再興されたという形で、地域外の方も入っている。あと民俗文化の指定になっております東松島のえんずのわり、あそこは地域だけではもう存続できないという形で、地域外の方も入ってその行事を継続させている。やはり民俗を継承させることが大事なのではないかという考えがございますので、その点について

ては問題ないと思います。

瀬野尾委員  
鈴木委員

そうですか。ありがとうございます。

私は登米の薪能はずっと行っています。すばらしい。努力されてみんなで作っている。あれは舞台があるわけなのだけれども、こちらは本当はそういうのをできる場なりがあるんですよね。場所は何も舞台でなくとも。（「場所はありません」の声あり）あるのですよ。だから、やる人が何か仕掛けるというか、本当は何か持続できるものを生むという仕掛けみたいなものを、松島にそういうのがあるといいなと、なんとか仕掛けられないかなと思っていました。感想ですが、ああいうのがあると豊かですね。

瀬野尾委員  
鈴木委員  
石川班長

豊かです。すばらしい。ぜひ。

9月にやるのですが、私も行きます。すばらしいですね、あれは。感想です。

検討させていただきます。

〔小岩主事〕 他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔小岩主事〕 続きまして、中央公民館・文化観光交流館・勤労青少年ホーム、お願いします。

〔佐藤館長〕 それでは、公民館でございます。

6月2日、第59回町民ふれあいスポーツ大会です。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、手伝っていただきまして本当にありがとうございました。おかげさまをもちまして、当日はすばらしい天気、それから結果的に1人もけがをしなかったということでございまして、盛会に終了しております。

優勝は磯崎分館と手樽分館のダブル優勝でございまして、3位が松島分館でございました。磯崎は2年連続の優勝になりました。全てあまり点数は離れておらずに接戦でございまして、ちょっとの差が順位を分けたということになっております。

また、分館長からの申し出として、打ち合わせの中で全部の順位を言ってほしいということが今回ありまして、全部の分館の順位を言わせていただきました。それも大会の盛り上がりの一助となり、来年もそういうのであれば頑張らなければいけないという気持ちが生まれてきて、さらなる盛り上がり期待されるのではないかと思います。

一番簡単だと思われておりました「ジャンケンポン」という飴玉を勝ち負けでやったり取ったりする競技が、一番うまくいかなかったり、思ったとおりいかなかったこともございました。

分館長会の方には、会を通しまして各地区からのアンケートの集計をお願いしておりまして、その集計が集まった時点でまた分館長会を開いて、来年の60回ふれあいスポーツ大会をどのようにしたらいいかということ打ち合わせしていく予定でございます。

また来年もよろしくお願いします。

その次の6月8日、陶芸体験教室でございます。

これはみなさんの資料にお付けしましたが、みなさんがどういったものを作っているかという写真を付けておりました。人数は今年若干増えているのです。その増えた理由としましては、チラシはもちろん配布しているのですけれども、分館長会を通して、地区の分館でやっている行事を発表してもらっていたんですね。この陶芸教室もありますよと。北小泉、下竹谷分館の方から分館長会の中で話をしてもらいまして、そこから参加されている方も中にいらっしゃいますので。そういった使い方もあるのかなと思って、これからもやっていこうと思っております。みなさん、いろいろなものを作っておりまして、見てみるとかなり上手にできているようです。焼きの方は先生が持ち帰りまして釜で焼いて、後日、本人に渡すようであります。

それから、6月19日、けしごむ・はんこワークショップでございます。

これは始まる前にちょっと話題が出ておりましたが、プレバトという番組の中で、消しゴム・はんこアートがありまして、タイムリーな行事でございまして、これも参加数いっぱい申し込みを受けまして行った事業です。消しゴムの教室ですが、この方は高城の分館長さんで、仙台でデザインの仕事をされている、そういった関係のプロの方でございまして、何でここに参加したかという、この方は松島の絵を描いている方です。すごくきれいで、この方面では有名な方ですが、自分の絵に押す落款を作りたいということでこれに申し込まれたそうです。どうやら気に入ったものができたらしくて、もし絵を見たときにははんこが押されていたら、このときのあれだと思っただけならば、佐藤分館長さんです。

それから、予定でございまして、7月28日にまたアトレ・るまつりが開催されます。内容は、駐車場を使ったSL、それからこれは初めてですが大道芸人のパフォーマンス、それから模擬店、フリーマーケット、これは大

集会室ですね、をやる予定でございます。

当日は、たまたまですけれども、スポーツ少年団の野球の大会の開会式とぶつかっております、朝だけ混む予定でございますので、その辺をちょっと考えながら来ていただければと思います。

以上でございます。

〔小岩主事〕 それでは、中央公民館等の報告について、ご質問等あればお願いいたします。

(質疑)

瀬野尾委員 ふれあいスポーツ大会の宣誓、子ども達でしたが、非常にユーモアがある楽しい宣誓だったのですが、あれはどういうご提案だったのですか。

佐藤館長 あれは去年からちょっと変わりました、その前までは大人が普通に宣誓していました。ちょっと盛り上がり欠けるんじゃないかということで、高城の佐藤分館長さんの発想でございます。民間の人から見ると、こういったイベントも楽しくなければということがあるようでございまして、子ども達の話の聞くと、まさしくそのとおりだということでございました。

瀬野尾委員 ありがとうございます。

佐藤館長 それと、もう一つ、本部の方で周りにちょっとした工夫した点がございました。熱中症対策として、今年は、ポカリスエットなどのジャグを2つ用意しました。分館の人たちは自分たちで水分はいっぱい持ってくるのですけれども、来賓や審判など来られている方たちを含めた予防対策として効果的でありましたので、それは今後も継続していきたいと思っております。

瀬野尾委員 もう一つ付け足しですが、朝行くときに、町民グラウンドの道路向かいにお住まいの方に「今日、何かあるのですか」と声をかけられました。それで、「町民運動会がありますよ」と言ったら、「じゃあ着替えて帽子かぶって行ってみようかしら。テントがあるようだけれども、私みたいに一人で行った人はどこへ行けばいいんですかね」とおっしゃったんですね。それで、「どの地区もテントを張ってるようなので、ご近所の方のいらっしゃるところどうですかね」と言ったら、「そうですね」なんて言いながら、一旦帰って行って。そして、帰るとき、またその人が来ているのが見えました。その方には「広報に載りましたよ」ともお話しましたが、「そうですね」というお話でしたので、あんなに楽しいのもったいないなと思えました。せっかくの行事ですのもう少し周知の工夫も必要なのかなと思えました。感想です。

〔小岩主事〕 他にご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## (2) 教育長報告

〔小岩主事〕 それでは、続きまして(2)教育長報告に移ります。内海教育長お願いします。

〔内海教育長〕 私の方からは6月議会の一般質問とか、いじめ防止基本方針の改定、それから働き方改革に関する取り組み方針等々お話しさせていただきます。

## (3) 令和元年度第2回松島町議会定例会 一般質問について

〔内海教育長〕 一般質問の回答については、教育次長の方からお話しさせていただきます。よろしくお祈りします。

〔児玉次長〕 それでは教育委員会関連のご質問について、ご説明させていただきます。

資料として、一般質問で議員から通告されたものが載っております。杉原議員から、今後の部活動についてということで、3月議会でも出された質問のその後の経過をお聞きしたいということで質問がなされました。

P T A総会での部活動の意見交換の内容とか、朝練の要望等質問がありまして、教育長よりご報告しております。数人の方から朝練とか部活動の方ももう少し緩和してほしいようなご意見も出ておりますが、生徒の健康管理、あと働き方改革の両面から、国、県全体の取り組みでもございますので、ご協力いただきたいということを経理からお話しして、実際に中体連の練習等、これの方針に沿ってスタートしてうまく進んでいるということをご報告しました。

朝練絶対禁止というのはどうにかならないかというご質問には、実際に中体連の練習において、雨で放課後できなかった部活動に関しては、校長の判断で朝練にかえて一部許可してございますので、運用においてきちんとルールを守りながら、かつ状況に応じて校長の方で柔軟に対応して、中体連の方、子ども達も頑張っておりまして、いただいたということをお話ししています。

休養日に関しましては、やはり休養は必要だということをご理解いただきたいということと、体育協会、スポ

少、スポーツクラブとは、教育長の方で直接代表の方とかいろいろな役員の方とお話を重ねておられるということをお話ししまして、おむね国や県の方針、子ども達の健康を守るためにご了解いただいているというお話をいたしました。

あと少子化による部活動の存続ということで、ソフトボール部とかが3年生が卒業すると3人とかになってしまいう現状がありますので、そういうお話がありまして、それについても学校長が中心となって近隣の学校の状況と連絡を取りながら、対応を考えてまいりますというお返事しております。

2 番目の質問で、公営塾の設置をということで、学力テストに関しましては、その年によって結果の方の善し悪しは多少ありますが、大きく見れば県の平均に近い、ポイントとすればわずかな差ですということでお話しています。それに甘んじるのではなくて、学校としても授業改善に一生懸命取り組んでいるということ。

あと学び支援事業が来年度までで補助が終わるという質問がありまして、これにつきましては財源がなかなか厳しい現状がございますので、今検討している段階だというお話をしております。

高校入試説明会については、去年も説明会をやりまして、今年も同じ主催でやっておりますので、そのような説明をしております。

公営塾に関しては、やはり小中学生で1,000人になりますので、その1,000人に対して公営塾というのはちょっと難しいということでお話をしております。また、民間も6カ所くらい町内でございますので、学び支援、サマースクール、いろいろな取り組みを本町としてはしておりますということで説明しております。

町長の考えということで、やはり学力向上、学校でも一生懸命取り組んでいただくと、家庭でもきちんと振り返り家庭学習を定着して、その繰り返しが大事なのではないかというお話をしております。

3-2 でございます。櫻井靖議員から、オリンピックを控え、松島町で考えていることはということで、教育委員会と産業観光課両方に質問がありました。これもオリンピックの国の委員会とか、そういったところでOKサインが出次第、情報はどんどん出ていきますということで、ご説明はしております。

4-1 今野議員からの子ども達の安全はどう守るか。殺傷事件、あと交通事故ですね、大分続きましたので、それについての質問でございます。

教育委員会でも滋賀県の保育所の事件を受けて、課長会議にもこの話題、町長から指示が出ておりますし、教育長の方から学校長、園長に即指示を出しまして、安全管理とか、保護者や地域のご協力をいただくということを徹底の方をお話ししております。

また、通学路の安全確認は保護者のみなさん、PTAでも取り組んでおりますが、地域のご協力もいただきたいということで、総務課の方からも話をしております。

最後に、8050問題と書いてありますが、これはひきこもりの問題で、80代の親が50代の子どものひきこもりをどうしたらいいのかというのが、そのお話で出まして、健康長寿課で回答しております。

実際に相談が来る件数は少ないのですが、やはり今後増えていくだろうということで、いろいろな人と交流する場を作っていくというようなお話で、出ております。

9-1 で、色川議員からも幼児のお散歩、歩行者の安全対策ということで質問が出ておりましたが、主に保育所が毎週外でお散歩しているものですから、それに対する質問でございます。

幼稚園に関しては、校庭が隣接しているため主に校庭周辺をお散歩コースにしておりますので、あまり国道とか信号とか、車の往来の激しいところには出ていないということでお話をしております。お散歩も交通ルールを学ぶために大事な教育の一つでもございまして、そういったときは前後中段、職員が付いて安全に管理しているということで、説明をしているところでございます。

あとは教育委員会から、補正予算で上げました小中の英語の連携の30万円の補助金の関係です。そちらの方も特に質問なく、了承を得ております。

議会については以上でございます。

〔小岩主事〕ご質問等ございますか。

(質疑)

佐藤委員

2ついいですか。1つは学び支援事業の実績というときに、どういうふうにお答えされたのかなというのが1つお聞きしたかった。

もう1点は、実は私、15ページの今野議員の質問の中にあつたのですが、私、警察協議会の会長をしているんですが、そのときに協議会の委員さんの松島代表の方から、松島海岸通りのガードレールがないところがちょっと危ないのではないかとというようなことで、警察の方に要望したのだけれども、警察の方としては警察だけで付けられるものじゃなくて、やはり地域や町の要望とか、そういうのが三位一体になって達成というか、改善がされていくんだというようなお答え

があったものですから、教育委員会としてもその辺りの点検をされているかどうかというところをお聞きしたかったということです。

児玉次長

学び支援事業の実績については、成果表にも毎年載せておりますが、各校の全体の実施回数、あと参加人数のご報告をしております。

あと2番目の警察協議会の中で、松島の方が要望されたという、観欄亭のあたりですね。あそこは道路が広がって歩道も広がったのですが、歩道を広くした分ガードレールがありません。工事中はパイプのガードレールがしばらく置いてあったのですが、それが今ない状態です。それが心配だと。突っ込んでこれたら怖いというのが、この間の議会でも質疑の中で出ておまして、国道管理事務所の方にも相談はするというので、ガードレールの設置なりを建設課の方が中心となって、関係機関と相談しながら今検討しているところですよということでした。

ガードレールになるとそれぞれの道路の管理のところ、もしくは町の方とかで協議してということになるので、建設課であの辺、この事件を受けて、当初はあの辺のお店のみなさんはガードレールがない方がいいという要望だったそうなのですが、安全のためにむしろあった方がいいと、最近意見が変わったというふうに、質問の中でもありまして、やはりそういう声が増えてきたのかなと建設課で対応を考えていくという内容でございます。

佐藤委員

県会議員にもご要望はされているのでしょうか。

児玉次長

県会議員を通すということではなく、もう既に建設課が動いておりますので、県道でなく国道であれば、そちらの方の管理事務所とかとの関係になっていきますので、既に建設課の方で関係機関と協議をしていると。県道であれば、県会議員ということもあるかもしれませんが、特に議員さんを通さなくても、町民や地域の声は関係機関に速やかにつなげるというふうに建設課の方で回答しております。

瀬野尾委員

関連して質問ですが、あそこはやっぱり歩行者をあまり見ないで、観欄亭の方を通過して降りてくる人が多いのですか。いわゆる和菓子屋さんのお土産屋さんの向かいに当たるあそこでしょう。観欄亭の下のカーブしているところですよ。S字になっているところ。結構観光客歩いているのですか。

大宮司班長

観光客は反対側よりは歩いていないと思いますが、新しい道路できてから二、三回夜中に車道から歩道に乗り上げてバトカーが対応している車がありました。なので、夜中は人がいないからいいですけど、例えばそのときに人がいたらという危機管理のことを考えれば、あった方がいいのではないかというご意見なのかなと思います。

瀬野尾委員

そうですか。わかりました。

あと学び支援に関係してですが、子ども達が安定して学びに来ているなと感じます。前は50人とか、時には60人とかいた学校があった時期もあったのですが、今いろいろと学校のお考えで宿題はしちやいけないとか、そういう学校もあつたりして、大体どこの学校も20人から30人くらいですね。それで、その中で先生方との連絡を取りながら、こういうところをちょっと指導してくださいというような連絡が、前は五小さんが一番多かったのですが、最近では二小さんや一小さんの先生が来て、子どもさんのこういうところをちょっと見てくださいということがあります。

そしてまた、二小さんは先生がそばに寄り添って、すごくハイテンションのお子さんが落ち着くまでそばにいてくれたり、何かおまじないをかけていくかのようで、私たちも感心して、あの先生の対応はすばらしいねと、校長先生に言ったりしている状況です。

人数としては、あるピークのときよりは下がっているかもしれませんが、内容的に何か落ち着いて目標としているものが出てきているなと感じます。

あと画期的なのは、中学校がすごいです。15人とか、12人とか、学校側からホームページやお手紙を出したということが大きいのかなと思うのですが、こちらでもまた先生がおいでになって子どもの様子を見て、その連携状態がどの学校も密になってきているなと感じますね。

佐藤委員

なぜ質問させて頂いたかということ、来年度で補助金が終了するということに、その効果があるということであるならば、補助金が出ない中でも工夫しながら、例えばボランティアとかそういうことも含めて、行われるべきなのかなと、そういうところで効果というか、人数よりは効果の方を知りたいと思ったわけです。

児玉次長

これが震災後、100%の補助金で沿岸部の自治体に声がかかったと。震災のときに、しばらく落ち着いて学習できる環境が自宅にもなかったということで、自宅学習、家庭学習の習慣づくり



への被災者支援ということで始まった事業です。それは宮城県におきましては、学ぶ意欲とか不登校とかいろいろな問題もあるので、国の補助メニューから県の方でも基金を使いながら、10年をめどに延びてきた事業です。約800万円うちの方では使わせていただいています。800万円の3分の1なり2分の1なりを町で出すとなりますと、本町では復興関連でいろいろなものを建てたり、維持管理、あと各学校や保育所のメンテナンスとか、新しく保育所など建設するとか、そういった大きな事業が目白押しでございまして、なかなか町単費では難しい状況です。

今、学校によっては週4日やっているところもあります。それだけ人を投入するのは、ボランティアの方でそこまでの回数は難しいとは思ってはいるのですが、できるだけ本来の家庭学習の習慣づくりのためなんだよということを保護者にもっとアピールしていくことが必要と感じています。保護者の中には学校で勉強してきなさいと言うよう方も多いようなので、学校で勉強して終わりではなく、繰り返し家庭で学習したり親御さんが一言褒めてくれたり、「あ、すごいね」とか、ノートを見て「こんなの習ってるの」みたいな会話が大事だと思っています。学校でやって終わりというのちょっと困るし、学びに来ている家庭はまだ一生懸命な感じがします。今後については町単独の予算で、ずっと補填していくのは難しいだろうと考えております。

放課後子ども教室との学び支援事業との何か合わせて、合体で工夫とかできないのかと。視察に行ったところで、英語とか、放課後子ども教室を、どちらかという勉強の方に特化して実施しているところを見てきたそうです。そういうのも含めて、放課後子ども教室の補助メニューもちょうど同じ時期に終わりますので、教育委員会内部でもいろいろ検討して、あと地域、家庭、協働ですね。そちらの方で応援をいただきながら、何らか回数が少し減るかもしれませんが、まず保護者にもっとご協力いただく。子ども自身が勉強して、親にも褒められて、また頑張るみたいな、学習の定着をサイクルとしていくようなあたりをアピールすることと、あと内部的には今のご意見を受けまして、何らかの工夫をして、せつかく取り組んできた大事なところを継続できる方法はないのかも模索してということで、今考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

佐藤委員  
内海教育長

できたら、大学生の活用というのも大事と思いますけどね。

今、教育次長が言った部分もあるのですが、いずれ支援員さんとか、学び支援とか予算とか削減されていく中で、今までの実績を落とさないようにするために、コミュニティスクールというのを去年からずっと言っています。その意図がうまくいくかどうかはこれからのやり方次第ですが、今日五小にまいりましたら五小の花壇がまずきれいですね。そしたら、地域の方々が来て3年生と一緒に植え方してくれると。今までやってきたらしいのですけれども、そういうあり方の一つを見たような気がして、学校の仕事を地域の方々に投げるのではなく、地域の力を活用しながら子ども達の可能性とか、いろいろ意見とか、会話とか重視しながらやっていただくという形に理解してもらえれば、うんとありがたいと思っているところです。

ちょっと次長が触れたのですが、今花の話題をちょっと投げかけたのだけれども、英語でもいいだろうし、生け花でもいいだろうし、魚のさばき方でもいいだろうし、そういうものでうまく地域の方々が学校に入って、あるいはミシンの指導とかでもいいだろうし、そういうのをやっていただくと、学び支援で学んだ部分だけじゃない、もっと大きな広がりができるのではないかなと。学び支援についても、やっぱり年を重ねるごとにかなり実績もあるし、私も校長のときに、すごい、こういう事業をよくやってるなど。けれども、次長もちょっと触れたのだけれども、基本的には自学自習のワンポイント指導みたいな形で行ったのが、それが「こわかんないから教えて」という世界に入っていくと、家庭学習とか、そういう部分でどうなのかということで、私がいたときには「宿題は申し訳ないけど家庭でさせてください」という形で言ったところもあるので、わかんない子をそのままにしておくのも大変だめな話なんだけれども、そういうところをもう少し、過渡期なので考えていく必要があるのかなという気がいたします。

来年で切れますので、早めにもうどういう形がいいのか、私なりにいろいろなご意見をいただきながら対応していきたいと思っております。

以上です。

〔小岩主事〕 他にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## 5. 議事

〔小岩主事〕続きまして、5番議事に移ります。

議事は内海教育長の進行のもと行います。よろしくお願いいたします。

議案第1号 松島町いじめ防止基本方針の改定について

〔内海教育長〕議案第1号 松島町いじめ防止基本方針の改定について。事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕議案第1号 松島町いじめ防止基本方針の改定について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年6月28日提出、松島町教育委員会教育長名。教育長よりご説明申し上げます。

〔内海教育長〕では、私の方から説明させていただきます。

みなさんの資料をご覧になっていただければと思います。1つはいじめ防止基本方針、もう1つは新しく今回作成しました松島町いじめ重大事態対応マニュアルということです。

なぜ右の方を作ったかということをお話しさせていただきますと、平成29年3月16日に文科省から指示がありまして、基本的な方針を改定しますと言って、文科省の方が改定しました。そして、その方針改定と共に、新たないじめの重大事態の調査に関するガイドラインを作成しました。作成しましたので、それで都道府県教育委員会、そして市町村教育委員会はそれに倣って、重大な事態が起きたときのガイドラインを速やかに作成してくださいという通知がありました。

それを受けまして、まず松島町いじめ防止基本方針、前回お渡ししたので、その中に今回は正式なものということで下線は引いていませんが、前回お示ししたものは下線が引いてありました。これは国の改定によって、一部松島町のいじめ防止基本方針を改定しましたという部分をお示ししました。今回は、下線を取ったもので正式なものということでお示ししました。

2つ目は、重大事態対応マニュアルということで、これを速やかに作ってほしいということで2ページをご覧ください。

2ページの下の方の(1)ということで、重大事態って何なのといったときに、生命、心身、財産、重大事態にかかわる判断と、そうは書いてありますけれども、生命、心身、命にかかわるようなことを重大事態。それから(2)が不登校重大事態ということで、不登校、ずっと長い期間不登校だったという子どもを重大事態と判断する。

3ページをご覧ください。3ページの生命心身に関して、どんなことが重大なのかということ、児童生徒が自殺を図った。リストカットなどをした。暴行を受け骨折した。殴られて歯が折れた。カッター等で刺されそうになった。心的外傷後ストレス障害と診断された等々。それから、財産に関してということは、児童生徒から金銭を強要された。スマートフォンを壊された。こういう案件が起きたときに、生命心身財産重大事態と判断して、速やかに対応しましょうということになります。

それから、不登校重大事態に係る例示。いじめにより相当期間欠席を余儀なくされた場合に関して。ただし書きが、いじめによりということで、個人の都合ではないということです。学校はいじめを認知はしていないが、一定期間欠席しており、保護者や児童生徒から「いじめのために学校に行きたくない」という申し出があったときには、この重大事態だということで、教育委員会に対応しなければならないということになります。

それから、中身はご覧になったかと思うのですが、12ページをご覧ください。そうなった場合、本当はこのような重大事案が発生する事態にならないことが大切ですが、緊急時に速やかに対応できるために、報告書のわかりやすい書き方ということで、ぱっと速やかに、誰が読んでも、ああそういうことからスタートしたのねとわかるような報告書の作成を求めています。

1番が重大事態(疑いも含め)を認めた理由、どこに当たるか、第28条第1項、第28条第2項ということになりますね。そのいじめを受けたとされる児童生徒は誰か。複数であれば複数記載する。いじめを行ったとされる児童生徒は誰か。複数の場合は追記すること。いじめが行われている時期は。学校が本事案を認知した日はいつか。事案の内容は、発見のきっかけ、いじめの態様、現在の状況、学校の指導経過。いじめを行ったとされる児童生徒の保護者の意向。というような文書を速やかに学校長は教育委員会の方に出していただくという形になります。あっちに行ったりこっちに行ったりで申し訳ございませんが、20ページ、一番最後の裏をご覧ください。

事案が発生しました。さっきのように、いじめでも案件が軽い場合には、右側のコースをたどっていきます。案件が重いときには、自殺または自殺企図を行った場合には調査をするということになります。

調査でも、教育委員会の調査で終わるか、町長まで調査をやっていくかというような流れになっています。町長部局の調査は子どもが亡くなったりするような重大事案はほぼ確実になります。

今度はまた 15 ページをご覧ください。

15 ページは自殺または自殺が疑われる死亡事案の対応について、これも学校、教育委員会、まちまちでしたが、初期対応として事案が発生したときに事実の確認はしたのか。救急車等、事故への対応はしたのか。チェックをかけていきます。発生の報告、早急に第一報を作成すること。それから役割分担。教育委員会との連絡。これは学校の場合ですけれども。遺族との連絡。記録の担当。ケアの担当。報道・問い合わせの窓口。学年担当。情報集約担当。保護者担当。これは学校の状況に応じて、必要に応じて分担がなってくると思いますが、遺族への関わり方。事実の伝達（第一報）。遺族へのコンタクトをどうするか。事実の公表有無と範囲についての意向確認。公表の有無をどうするか。それから、伝え方の確認。こういうふう伝えてよろしいですかとか。それから、兄弟姉妹のケア。葬儀の意向の確認。それから初期対応をしていく。あと3日以内には基本調査、遺族との関わり・関係機関との協力。指導記録等の確認。全教職員から聞き取り（3日以内）。事実関係を詳細に把握する。それから、怪しいと思われる関係深い子どもへの聞き取りを行う。ただし、これは制約を伴うので疑ってかかるわけにはいかないのだというような条件が付きます。情報の整理等々、こういうような流れが一目でわかるように作成していくという形で、今回いじめ重大対応マニュアルを作成しました。

これが本当に使われると怖いと思いつつながら、私自身作成しておりましたので、使われないうちに対処療法よりも、今から予防的なこと、気になることは芽の小さいうちに摘んでおくという対応をしていかないと、最終的にはこのマニュアルが十分に活用されましたというのでは、学校としてはいかなものかと。教育委員会としてもいかなものかということになりますので、作ったのはいいのですけれども、できればこれは使いたくないということでございます。

これは私一人の個人的な頭では到底できませんでした。いろいろな資料を参考にしながら作らせていただいて、特に参考にさせていただいたのは、11 ページに参考資料がずうっと出ているのですが、茨城県教育委員会の中身が一番細かくて、報告書の作成とか、町長部局に行く流れとか、これが非常に明確だったので、ここのところを参考にさせていただきました。これからまた、作ったとはいっても朱書きとかしていかなければならないのですが、とりあえずご意見をいただいて、また参考にしたいと思います。

一旦これで小中学校の方には出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

〔小岩主事〕 ただいまのお話について、質問等あればお願いします。

（質疑）

瀬野尾委員	12ページの発生報告書ですけど、発生して何日以内に出すとか、そういう何かあるのですか。
内海教育長	これは、発生報告書は初期対応で、すぐ出して頂くものです。
瀬野尾委員	すぐ出すとしたときに、このいじめを行ったとされる児童生徒が、なかなか特定できないものはどうするのでしょうか。
内海教育長	そのときには空欄になると思います。
瀬野尾委員	そうですか。これは書ける段階のものだけでいいということですか。
内海教育長	ここからは運用を柔軟にしていかないと。ただ、どこにも見せませんので、いじめを行った児童が大体あいつかもしれないとなれば、名前を書いていただいて。
瀬野尾委員	そうですか。そこが実は心配ですが、これは開示請求があったら、つまり被害者側から開示請求があったら、これはお見せすることになるのでしょうかね。
内海教育長	開示請求があれば、対応必要と思います。
瀬野尾委員	ここを、実際に私経験したのですが、これは委員会として原本は持つのですよね。学校でも報告したものを持っていて、この報告書ですね。保護者がやはり自分の子どもにとって有利な報告が書かれているかどうか、そういうことを確認に来る親御さんもいるのですね。ここにどう書かれたかということ、開示請求された場合は、学校へ大体親御さんが来ると思うのですが、そういうことを考えたときに、これをその時点でわかっている範囲で書いて報告するというので、あとその後、第一報。こっこのマニュアルに従って、調査とかいろいろ改めて検証、委員会とか作っていくという段階で明らかになってくるということもありますよね。
内海教育長	全て書いた書類は、メモ書きでも今は開示の対象になったりしますので、そういう意味では、基本的には全部お示しするしかないのだろうと。
児玉次長	開示請求に関しましては、町でも規定がございまして、個人に関することは黒塗りになります。だから、被害者側の親が相手の子どもや親の名前が入ったものをそのまま開示はできませんので、個人名は黒塗りということに、町の規定でなっておりますので、それがもし間違っている場

合とかも後々もめますので、できるだけこれは具体的な事実を書いてもらうということ、個人名は黒塗りということになっております。

瀬野尾委員  
内海教育長

わかりました。ちょっとそこら辺が心配だったので。

多分これから他の市町村が出てくるだと思っておりますけれども、とりあえず今の時点でいち早く松島町は出して、心構えをしていただくのと同時に、あとこれを何回か修正、検討していく必要もあるのだらうと思っておりますので、そういうものを含めて私の方からご提示いたしましたので、よろしくをお願いします。

佐藤委員

3ページの重大事態に係る例示というのがありますね。どうしてもいじめというと、今報道されているように、死とか未遂とか自死とかということが言われるのだけれども、私、ある町でいじめ問題連絡協議会を委嘱されてやったことがあるのですが、どういう事例かという、この生命心身に関しての下から4番目、嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く、それに伴って心的外傷後ストレス障害と診断されたという事例で、相手が弁護士を立てて、そして教育委員会を訴えるという事例があったのですね。そういう意味では、そのときは思ったのだけれども、やっぱり学校の初期対応のまずさですよね。ですから、今教育長さんからもあったように、報告書というか、報告というのをいち早くいじめと管理職がどのように感じるかという、そういう意識を持たないといけないのかなということを感じたわけです。初期対応さえうまくいけば、これはそこまで、まだ続いている事例でもあるのですけれども、そういうことも学校にこれを下におろすというふうに、必ずしも自殺とか死に至るようなこれが重大じゃなくて、こういう心身に関わるそういうことも含めて、やはりしっかり管理職に徹底していかないといけないかなということを感じてはいるわけですからね。

あともう1点、文言でいうと学校評議員という文言を使っているのですけれども、そのところはいいのかどうか。

内海教育長  
佐藤委員  
内海教育長  
佐藤委員  
内海教育長  
赤間委員

学校評議員について訂正いたします。

そうですね。防止基本方針にもマニュアルにも、それ両方に書いてありましたから。

ありがとうございます。確認し訂正します。

以上です。

はい、ありがとうございます。

ちょっとよく分からないのが、重大事態の判断についてという2ページのところにいろいろ書かれています、そのほかに13ページに重大事態の把握、これは該当か否かは教育委員会または学校であるというのは、重大事態であると判断するのは、学校、教育委員会。基本的には何かそういったことがあれば、学校は教育委員会に報告を速やかにするわけですよね。それで判断するのは学校ではなく、多分教育委員会なのかということ、ここら辺がどっちなのかということを感じたのが1点です。

それと、資料の保存期間、5年間ということですが、例えばいじめでトラブルになったとかいう場合に、結構長引くケースってありますよね。必要に応じて設定を変えるというような書き方ですが、この5年としたのは、例えば町の資料の保存期間を流用したという形で5年なのかという部分と。

最後、10ページに3番目、外部への説明についてということの3行目に、ウソをつくということ表現があるのですね。これはちょっとこういうマニュアルの中の表現としては、もうちょっと違う表現に変えられた方が、もしかしたらいいのかなというのを感じました。

内海教育長

外部への説明ですね。

別な表現の方が良いですね。わかりました。

佐藤委員

2番目の重大事態の把握というところの一番上なのですが、該当か否かは教育委員会または学校である。これは教育委員会または学校が重大事態ということで。

内海教育長

これは右の方を見ていただくのとあるのだけれども、教育委員会と学校が情報共有する段階で、どうだろうと、これは学校としても重大事態の把握なのか、それともというようなご意見をいただく意味で、そこに書いたつもりですが、該当するかは教育委員会または学校であるということ、ただ、どちらかでもいいのですけれども、学校で重大事態ですと判断する場合もあるだろうし、教育委員会で、いや学校は軽く捉えちゃまずいと、教育委員会では重大事態と考えますよ

佐藤委員 幅を持たせるようなということですね。

内海教育長 そうですね。全部が教育委員会の判断に委ねるというわけではないのだけれども、短くすると教育委員会となっちゃうかもしれないですけども、最終判断は。責任は全部学校に押しつけるつもりもないんですけども、こちら辺は誤解のないようにもう1回検討してみます。

佐藤委員 あともう1つありましたか。

内海教育長 保存期間は。

内海教育長 保存期間は、この事案が終了してから5年という意味です。という解釈で私は打っていました。途中で保存期間5年となっちゃうとあれですので。ただ、自殺とかそういう人の命がなくなったときには、本当に5年間かというのは、これは協議しなければならないとは思うのですけれどもね。ただ、そうならないようにしたいなと思っております。

佐藤委員 ありがとうございます。

内海教育長 危機管理マニュアルは町や教育委員会事務局、学校用に実務者用に作成しております。

内海教育長 そうですね、それでよろしいと思います。

内海教育長 松島の場合は内容がほかの市町村よりも濃くなっています。

内海教育長 ホームページなどで改訂した基本方針を公表することによっていきたいと思っております。ありがとうございました。

内海教育長 できるだけ重大事態と認識しながら、いじめには対応した方がいいなということは、やっぱり管理職はしっかりと持たなければいけないと思えますね。

内海教育長 今回ご理解いただいたので、あとは校長会等でこのマニュアルを使うことのないように、今実先生がお話ししたように、しっかり捉えてもらうということでやっていきたいと思えます。

〔内海教育長〕他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第1号 松島町いじめ防止基本方針の改定について採決をします。

本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）採決の結果、議案第1号については賛成全員で可決されました。ありがとうございます。

#### 議案2号 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定について

〔内海教育長〕議案第2号 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定について。事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕議案第2号 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年6月28日提出、松島町教育委員会教育長名。教育長より説明をお願いします。

〔内海教育長〕これも概要版の方でご説明いたします。

働き方に関する取組方針ということで、宮城県の方でも概要版を作っております。それに合わせて、松島町でも作成しなければならないという流れになっておりましたので、本来ならば4月になってくるんでしょうけれども、6月に急いで作りましたという形になりました。

作成の趣旨は、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成しながら、県立学校における働き方改革を推進し、教職員が働きやすい環境の整備に努めますというような趣旨です。

期間は、県と合わせて令和元年度から令和3年度、3年間で一応目標は下にあるように、これも県のものに沿ってですが、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活の実現。やりがいがある職場環境の整備。学習指導要領の改定や新たな教育課題等に適切に対応できる学校体制の構築。子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質の維持・向上。特に黒ボチの3番目なんかは、非常に大切ですが、これも正規の勤務時間外の在校時間ということで、これは国の方で示されたんですが、月45時間、年360時間以内と。月80時間超の教職員の割合を減少させ、令和3年までゼロとすると。こちら辺は県と同じく示していますが、非常にハードルの高い目標で、下の月80時間というのはもう過労死ライン、これ以上になるとだめですよという過労死ラインの最低基準です。それから、月45時間というのは非常に厳しいし、放課後2時間ちょっと残業して、その20日だと40時間にすぐなっちゃうということで、非常に厳しいですが、県より松島町が緩いとなると、またそれもちよっとおかしな話になるので、厳しくはこれ以上ハードル高いとできないので、同等なのが適当なのかなと思っております。

取り組みの柱はそこに書いてあるのですが、それでもってあとご理解していただければと。勤務時間の管理、在校時間の縮減ということですね。それから、学校の閉庁日の設定。部活動の適正な時間の設定。子どもと向き合う時間の確保のための業務削減ということで、この4つについても県とほぼ同じでございます。

そして、その小さいもので、どんな具体的な取り組みをするのかと、そこに書いてありますけれども、それも県に合わせているところです。ただ、文言としては書きやすいのですが、書きやすいというか何の抵抗もなく書けるんですけども、実際やるとなると大変なことだなと思いつつ作成しました。

最初から無理だと言ってしまうのではなく、この月45時間と月80時間を超えないようにということを、月45時間と年360時間以内で収まるようにということをお話しさせていただいて、根本的に水曜日のノー残業デーとか、そういうことでなくて別な方法を模索してもらおう。会議も極力減らすとか、そういう形で校長会等に指示を出したいなと思いつついるところです。

ご意見いただければと思います。

以上です。

[小岩主事] では、働き方改革に関する方針について、ご質問があればお願いします。

(質疑)

佐藤委員 令和3年度までにゼロにするという、下のみんなやるとゼロになるというふうになるんですか。  
内海教育長 ご質問ありがとうございます。ゼロにするというか、ゼロに近づけたいという希望でございます。

瀬野尾委員 まず、月45時間というのは、家に帰っての仕事まで言ったら、こういうのはなかなか決められないので、1日2時間ですよ。そうすると5時終了で7時、やっぱりこのくらいには帰れるとありがたいかなという私の印象です。指導の準備などはどこまでやっても終わらないですよ。ですから、この80時間という大体9時ですからね。9時くらいまで、学校差はあるのですが、結構ぞろぞろいますよね。ですから、やっぱりこういう基準をして、それには何かここだけを決めても、時間数は増えてます。小学校も2年生が木曜日は6時間やったりしていますし、何かそこら辺の対応ってできないのかと。いわゆる勤務時間の、とりあえず3年間の目標はここを、私は今の段階では目標とするぎりぎりの線かなと思います。

ただ、この閉庁日の設定、いろいろな職種の方がいらっしゃいますので、どうして教員だけかという考えもあるかもしれませんが、3日以上設定して、3日だけですかというように思ったりするのですが、これは夏期休業中に悉皆の研修が結構入って、先生方はちょっとまとまった休養を取ることができない現状にあるのじゃないでしょうか。そこら辺を考えたときに、長期休業期間に閉庁というのは必要だと思います。これは役場もあるのですか。

児玉次長 役場は、3日間の夏季休暇はありますが、平日の休業はありません。学校については、今年の夏休みについて県から通知が来ておりまして、実質土日全部入れまして9日間の学校を完全閉校というということで各学校に通知しております。

内海教育長 学校は今回は9日間です。土日を2回入れて9日連続の休みを設定します。中学校の部活もお盆はやりません。

瀬野尾委員 今、小学校からの英語も入ってきています。それを旅行じゃないかと取られる懸念もあるのですが、できれば長期の研修を通して現実のいろいろな国の様子を見たりというのも必要だと思います。日ごろ先生方は年休って本当に取れない。そういうことを考えると、この長期休業中に研修を兼ねて、分割してもいいです。1年間に5人までとか、来年は次の人とか。これはここに書くことではないのですが、ゆくゆくそういうことを検討しながら、この正規の勤務時間外の在校時間というのは、まずはこの3年間の目標としてはよろしいと思います。無難かなと感じますね。ほかはどうでしょうか。

内海教育長 部活の場合については良い方向に向かっているんで、あとは部活以外の部分の業務縮小ですね。難しいです。

佐藤委員 中学校でこの80時間というのは。大変ですよ。

内海教育長 大変かとは思いますが挑戦してまいります。

[内海教育長] それでは、議案第2号 教職員の働き方改革に関する取組方針の策定について採決をします。

本案に賛成の委員は挙手を願います。(挙手全員) 採決の結果、議案第2号については賛成全員で可決されました。ありがとうございます。

議案 3 号 松島町学校運営協議会委員の任命について

〔内海教育長〕議案第 3 号 松島町学校運営協議会委員の任命について。事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕議案第 3 号 松島町学校運営協議会委員の任命について。このことについて、松島町学校運営協議会規則第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 28 日提出、松島町教育委員会教育長名。学校教育班長より説明を申し上げます。

〔大宮司班長〕では、別紙の資料で名簿をお示ししております。

第一小学校、第二小学校、第五小学校、松島中学校とそれぞれ学校の方で任命したい委員の推薦がありましたので、こちらの表のとおり任命をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(質疑)

佐藤委員

第二小学校では校長先生、教頭先生が委員に入っているのですが、他の学校ではどうするのでしょうか。管理職の位置づけというか。

大宮司班長

規則の第 4 条の第 2 項の方に、委員の中に学識経験者と対象学校の校長及び教職員その他教育委員会が必要と認める者と、任命できる委員の職種について書いておまして、それをお示した上で学校の方でメンバーを推薦していただいたわけですが、それを踏まえて第二小学校さん、教職員、会議に入る人をみんな多分お入れになっているという状況です。ただ、ほかの学校さんに関しては、委員にはなりません、協議会としては事務局等々になる職員について、事務局として入るというスタンスで名前が入っていないというような違いになっているのかなと思います。

瀬野尾委員

ここに関してはこうしてくださいという指示は、特に教育委員会の方ではしてないですね。私が横浜でやっていたときは入れていました。今の校長とか、場合によっては事務局を教頭先生がやるというところや、教務主任がやるというところもありましたので、会長さんは会長さんでいますし、学校長として名前をちゃんと入れてやりました。実際にやっていたときには、そこら辺どうでしょう。

内海教育長

要綱にもありますので、特にこれがだめとか、これがいいとかという話ではありません。このメンバーの数も違いますので、あとは学校がどういう形で動いていくか見守るという形になると思いますので、これについていかがですか。もしご意見なければご承認いただくという形でよろしいでしょうか。

〔内海教育長〕それでは、議案第 3 号 松島町学校運営協議会委員の任命について採決をします。

本案に賛成の委員は挙手を願います。(挙手全員)採決の結果、議案第 3 号については賛成全員で可決されました。ありがとうございます。

議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

〔小岩主事〕ありがとうございました。

## 6. 協議事項

(1) 令和元年度(平成 30 年度対象)松島町教育委員会教育行政点検評価報告書について

〔小岩主事〕続きまして、6 番協議事項に移ります。

(1) 令和元年度(平成 30 年度対象)松島町教育委員会教育行政点検評価報告書について。お送りした資料の中に案及び様式を同封しておりましたのでご確認いただきまして、修正や加筆等があれば 7 月 9 日の臨時会の際にお持ち頂ければと思います。何か相談等ある場合はご連絡を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

(2) 令和元年 7 月臨時会について

日程案：令和元年 7 月 9 日(火)午前 10 時 00 分 松島町役場 2 階 教育長室

〔小岩主事〕続きまして、(2) 令和元年 7 月臨時会について、この日程で実施するということでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)よろしく願いいたします。

(3) 令和元年7月臨時会について

日程案：令和元年7月26日（金）午前9時30分 松島町役場3階 301会議室

〔小岩主事〕続きまして、(3) 令和元年7月臨時会について、この日程で実施するというのでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく申し上げます。

(4) 令和元年7月定例会について

日程案：令和元年7月26日（金）午前10時00分 松島町役場3階 301会議室

〔小岩主事〕続きまして、(4) 令和元年7月定例会について、この日程で実施するというのでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく申し上げます。

7. その他

(1) 総合教育会議について

〔小岩主事〕続きまして、7番その他に移ります。

(1) 総合教育会議について、教育次長より説明いたします。

〔児玉次長〕総合教育会議ですが、町長の方との日程調整等、今後していきたいと思っております。総合教育会議でぜひこういった話題を町長の方と協議したいというご意見を、次回の会議までお聞かせいただきたいと思っております。

今年、選挙もいろいろございまして、日程の方は調整に時間を頂くようになりますが、町長の方にもどういったテーマでというお話をお聞きしたいとも思っております。いじめ防止基本方針に関しては、町長部局の方も重要な役割になりますので、そういったあたりをテーマにということも出てくるかとは思いますが、まず最初にこういうテーマにといったあたりを9日にご協議いただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(2) 令和元年度東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育庁研修会

日程：令和元年7月4日（木）～5日（金）

福島県郡山市「けんしん郡山文化センター（郡山市民文化センター）」

〔児玉次長〕(2) の研修会についても説明させていただきます。

今年の東北六県の研修会には、瀬野尾教育長職務代理者と私の2人で行って勉強させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。その他については以上です。

〔小岩主事〕ただいまのその他を含めまして、全体を通してご質問等ございますか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

7. 閉会 午前11時40分

〔小岩主事〕それでは、これをもちまして松島町教育員会令和元年6月定例会の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。閉会の挨拶を瀬野尾教育長職務代理者より申し上げます。

〔瀬野尾委員〕それでは、いつも長い時間ありがとうございます。特に、この教育行政点検評価報告は非常によくわかりやすく書いてあるなと思えました。これをまとめるのは大変でしたでしょう。いろいろ学校からの声等がとても端的にありましたので、これをもとに今度はどういう施策をとることをぜひ事務局の方もいい方向へ進んでいただければと思います。今日はお疲れさまでした。ありがとうございます。

この会議録の作成者は、次のとおりである。

教育課学校教育班 主事 小岩 輝

上記会議録が正確であることを認め、ここに署名する。

令和元年6月28日

委 員

委 員